金融商品取引法等に基づく課徴金等の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令

金融商品取引法等に基づく課徴金等の納付手続の特例に関する省令（平成二十八年財務省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
歳入徴収官又は歳入徴収官代理は、次に掲げる課徴金等（課徴金又は延滞金をいう。以下同じ。）については、別紙書式の納付書によりこれを納付させるものとする。 一～三　［略］ 四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十五条の五の二第一項の命令により課徴金を納付することを命ぜられた者が同法の規定により納付する課徴金等	歳入徴収官又は歳入徴収官代理は、次に掲げる課徴金等（課徴金又は延滞金をいう。以下同じ。）については、別紙書式の納付書によりこれを納付させるものとする。 一～三　［同上］ ［号を加える。］

別紙書式

（第１片）

納付書・領収証書　（国庫金）　第　号

年度　一般会計　主管

取扱庁名　（番号）

納付目的

納付金額　千 百 十 万 千 百 十 円

納付期限　年 月 日
納付場所　日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

現金納付
（有価証券又は収入印紙による納付はできません。）

原票番号又は処理簿番号　年　号

上記の金額を領収しました。
領収年月日及び領収者名

住所

氏名　殿

（注意）
１　金額欄の数字は、訂正しないでください。
２　この納付書は、３枚１組となっていますから、３枚とも納付場所に提出してください。

（第２片）

領収控　（国庫金）　第　号

年度　一般会計　主管

取扱庁名　（番号）

納付金額　千 百 十 万 千 百 十 円

納付期限　年 月 日
納付場所　日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

上記の金額を領収しました。
領収年月日及び領収者名

住所

氏名　殿

（第１片）

納付書・領収証書　（国庫金）　第　号

年度　一般会計　内閣府主管

取扱庁名　（番号）

納付目的

納付金額　千 百 十 万 千 百 十 円

納付期限　年 月 日
納付場所　日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

現金納付
（有価証券又は収入印紙による納付はできません。）

原票番号又は処理簿番号　年　号

上記の金額を領収しました。
領収年月日及び領収者名

住所

氏名　殿

（注意）
１　金額欄の数字は、訂正しないでください。
２　この納付書は、３枚１組となっていますから、３枚とも納付場所に提出してください。

（第２片）

領収控　（国庫金）　第　号

年度　一般会計　内閣府主管

取扱庁名　（番号）

納付金額　千 百 十 万 千 百 十 円

納付期限　年 月 日
納付場所　日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

上記の金額を領収しました。
領収年月日及び領収者名

住所

氏名　殿